# 令和５年度　里づくりの拠点施設等整備支援事業

里づくりの拠点施設等の改修等に要する費用に対し補助を行います。

## 【補助率・補助上限額】

（１）交流施設型　　対象経費の３分の１以内　上限３３３万円

（２）①定住型②居住起業型　　対象経費の３分の１以内　上限１００万円

対象経費の２分の１以内　上限２００万円（子育て世帯※）

※農村地域外からの移住者で、中学生以下の子供がいる世帯

③移住を伴わない起業型　　対象経費の３分の１以内　上限　５０万円

（３）農泊・お試し移住型　　対象経費の３分の１以内　上限１００万円

（４）シェアハウス・シェアオフィス型　対象経費の３分の１以内　上限６６６万円

## 【補助対象者等】

| | | 対象事業 | 補助対象者 | 対象経費 |
|---|---|---|---|---|
| （1）交流施設型 | | 里づくり計画の実現に資する、都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備 | ・里づくり協議会<br>・里づくり協議会に準じた団体と市長が認めたもの<br>・里づくり協議会と連携して運営等を行う団体または個人 | 左記事業に活用するための空家等の改修等に要する費用 |
| （2）定住・起業型 | ①定住型 | 空家バンクに登録されている空家の整備<br>（専用住宅として取得または賃借する場合）<br>空家バンクに登録されている宅地における専用住宅の新築 | 農村地域外からの移住者 | |
| | ②居住起業型 | 農村定住起業施設等の整備 | 当該施設の事業者<br>（里づくり協議会の承諾が必要） | |
| | ③移住を伴わない起業型 | 既存建築物の用途変更等 | 当該施設の事業者<br>（里づくり協議会の承諾が必要） | |
| （3）農泊・お試し移住型 | 住宅宿泊事業法型 | 住宅宿泊事業法上の届出により、農業体験等と組み合わせて宿泊業を営む施設の整備 | 当該施設における住宅宿泊事業法上の届出を行った者<br>（生活の本拠を施設と同じ町内におく者） | |
| | 旅館業法型 | 旅館業法上の許可を受けて農業体験等と組み合わせて宿泊業を営む施設の整備 | 当該施設における旅館業法上の許可を受けた者<br>（生活の本拠を当該施設におく者） | |
| | お試し居住特化型<br>（定期借家制度） | 新規就農者や定住希望者を対象とした短期滞在型住宅施設の整備 | 当該施設の所有者、または所有者から借り上げて当該施設を管理する地域団体等<br>（施設と同じ町内に限る） | |

| | 対象事業 | 補助対象者 | 対象経費 |
|---|---|---|---|
| （4）シェアハウス・シェアオフィス型<br><br>①シェアハウス型 | 対象地域の農業者および就農希望者、起業希望者が3者以上入居できる機能を有する施設の整備 | ・里づくり協議会<br><br>・里づくり協議会に準じた団体と市長が認めたもの<br><br>・里づくり協議会と連携して運営等を行う団体または個人 | ・事業対象施設の設置にかかる空家の改修等<br><br>・詳細設計に要する費用 |
| ②シェアオフィス型 | 対象地域の里づくり協議会等の地域団体と連携して運営を行う民間事業者、起業希望者が3者以上入居できる機能を有する施設の整備 | | |
| ③エリア連携型 | 3者以上入居できる機能がない場合でも、地域団体と連携して、当該施設の周辺に新たな就農者・希望者を誘致する施設の整備 | | |

問い合わせ先

一般財団法人神戸農政公社

TEL（078）991-1557